

平成20年第1回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年3月28日開会
平成20年3月28日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

○ 招集に応じた議員（3月28日）

1番	木下	章	君	2番	原	幸雄	君
3番	富永	芳夫	君	4番	中村	清一	君
5番	山本	富夫	君	6番	寺澤	繁夫	君
7番	清水	宏	君	8番	水津	達夫	君
9番	玉邑	哲雄	君	10番	佐々木	富基	君
11番	福田	修治	君	12番	内藤	博男	君
13番	西嶋	久夫	君	14番	井上	信雄	君
15番	砂子	三郎	君	16番	笠松	捷多朗	君
17番	吉田	琴一	君	18番	谷口	健次	君
19番	田辺	義輝	君	20番	山川	豊	君
21番	西岡	紀夫	君	22番	酒井	英夫	君
23番	上田	誠	君				

平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明員	2
事務局出席職員	2
開会宣言	2
広域連合長あいさつ	2
開議宣言	2
日程 1 議席の指定について	4
日程 2 会議録署名議員の指名について	4
日程 3 会期の決定について	4
日程 4 第 1 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の 選任につき議会の同意を求めることについて	4
提案理由説明	
○山岸広域連合長	4
採 決	5
牧野副広域連合長あいさつ	5
日程 5 第 2 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計条例の制定について	5
日程 6 第 3 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の制定について	5
日程 7 第 4 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の 一部改正について	5
日程 8 第 5 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の 一部改正について	5
日程 9 第 6 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護 審査会条例の一部改正について	5
提案理由説明	
○山岸広域連合長	6
○田中事務局長	6
採 決	7
日程 10 第 7 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び 休暇等に関する条例の一部改正について	7

日程 1 1 第 8 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に 関する条例の一部改正について	7
日程 1 2 第 9 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する 条例の一部改正について	7
提案理由説明	
○山岸広域連合長	8
○田中事務局長	8
採 決	9
日程 1 3 第 10 号議案 平成 20 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算…	9
提案理由説明	
○山岸広域連合長	9
○田中事務局長	9
採 決	10
日程 1 4 第 11 号議案 平成 20 年度福井県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	11
提案理由説明	
○山岸広域連合長	11
○田中事務局長	12
採 決	14
日程 1 5 第 12 号議案 平成 19 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算(第 1 号)	14
提案理由説明	
○山岸広域連合長	14
○田中事務局長	14
採 決	15
日程 1 6 第 13 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について	15
提案理由説明	
○山岸広域連合長	15
○田中事務局長	16
採 決	15
日程 1 7 第 1 号報告 専決処分の承認を求めることについて (福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の減少、 同規約の変更及び財産処分について)	16
提案理由説明	
○山岸広域連合長	16

○田中事務局長	17
採 決	17
日程1 8 一般質問	
○福田修治君	
1 広報、啓発について	17
2 資格証明書の交付について	19
3 保健事業の拡充について	19
4 2025年問題について	19
5 制度の見直しについて	20
○山岸広域連合長	20
○福田修治君	22
○田中事務局長	23
○福田修治君	24
○木下章君	
1 医療費の一部負担金の減免徴収猶予について	24
○山岸広域連合長	25
○木下章君	25
○田中事務局長	26
○木下章君	27
広域連合長あいさつ	27
閉会宣告	28

平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

(議案)

番号	件名	提出者	上程年月日	議決年月日	議決結果
第1号議案	福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて	広域連合長	20.3.28	20.3.28	同意
第2号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について	〃	〃	〃	原案可決
第3号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第4号議案	福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第5号議案	福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第6号議案	福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第7号議案	福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第8号議案	福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第9号議案	福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第10号議案	平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	〃	〃	〃	〃
第11号議案	平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
第12号議案	平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
第13号議案	福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について	〃	〃	〃	〃

平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

(報告)

番号	件名	提出者	上程年月日	議決年月日	議決結果
第1号報告	専決処分の承認を求めるについて（福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同規約の変更及び財産処分について）	広域連合長	20.3.28	20.3.28	承認

平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月日	曜	時間	会議	場所	会議事項
3月28日	金	午後2時30分	本会議	福井県自治会館 201研修室	開会 議案上程 採決 一般質問 閉会

平成 20 年第 1 回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 20 年 3 月 28 日（金曜日）午後 2 時 30 分開議

平成 20 年 3 月 28 日、平成 20 年第 1 回定例会が福井県自治会館 201 研修室（議場）に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

日程 1 議席の指定について	情報保護条例の一部改正について
日程 2 会議録署名議員の指名について	日程 9 第 6 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
日程 3 会期の決定について	日程 10 第 7 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
日程 4 第 1 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて	日程 11 第 8 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程 5 第 2 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について	日程 12 第 9 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について
日程 6 第 3 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について	日程 13 第 10 号議案 平成 20 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程 7 第 4 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について	日程 14 第 11 号議案 平成 20 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
日程 8 第 5 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合個人	日程 15 第 12 号議案 平成 19 年度福井県後期高齢者医療

広域連合一般会計
補正予算(第1号)

日程16 第13号議案 福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について

日程17 第1号報告 専決処分の承認を求めることについて(福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同規約の変更及び財産処分について)

日程18 一般質問

○事務局出席職員

事務局長 田中嘉久
事務局次長 稲葉重和
業務課長 橋本孝治
会計管理者 西川一栄
業務課長補佐 野崎俊也
主査 長谷川正広
主査 中村弘和
主査 中島正登

○出席議員(23人)

1番 木下 章君 2番 原 幸雄君
3番 富永 芳夫君 4番 中村 清一君
5番 山本 富夫君 6番 寺澤 繁夫君
7番 清水 宏君 8番 水津 達夫君
9番 玉邑 哲雄君 10番 佐々木富基君
11番 福田 修治君 12番 内藤 博男君
13番 西嶋 久夫君 14番 井上 信雄君
15番 砂子 三郎君 16番 笠松捷多朗君
17番 吉田 琴一君 18番 谷口 健次君
19番 田辺 義輝君 20番 山川 豊君
21番 西岡 紀夫君 22番 酒井 英夫君
23番 上田 誠君

○欠席議員(0人)

○説明のため出席した者

広域連合長 山岸正裕君
副広域連合長 今井理一君

○議長(谷口議長) 平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は、本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立しました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長(山岸正裕君) 本日、ここに平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多用のこと
る御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の定例会は、広域連合の設立
から1年が経過し、4月からの後期高齢者
医療制度の開始を目前に控えての議会であ
ります。広域連合は、この新しい医療制度
が的確に、着実に運営開始されますよう、
電算システムの構築や運営体制の整備など、
全力を挙げて準備を進めてまいりました。

特に、制度を円滑に開始し、安定して運
営していくためには、新しい医療制度につ
いて、後期高齢者の皆さんはもとより、廣
く市民、町民の皆様に周知を図り、理解し
ていただくための取組みが緊要な課題であ
りました。このため、広域連合といたしま
して、制度の趣旨や概要を分かりやすく説
明したリーフレットを県内の全ての家庭へ
配布するとともに、福井新聞と県民福井に
5段枠を確保いたしまして、1月と2月に
新聞広報を実施いたしました。

この新聞広報につきましては、4月1日
にも予定しております。このほか、ラジオ
番組やケーブルテレビへの職員の出演や県
老人クラブ連合会等の各種会合への職員派
遣など広報活動に努めてまいりましたところで
あります。

また、各市町におかれましても、広報誌
を使った広報や説明会の開催など広報周知
のための活動に積極的に取り組んでいただき、更には国、県におかれましても、様々

な媒体を使って広報を実施していただきました。改めまして、各市町及び関係機関の取組みに対しまして深く感謝を申し上げる次第であります。

現在は、被保険者証の発送を全て終えて
おりまして、後期高齢者の皆様のお手元に
3月末までには届けられることとなってお
りますが、後期高齢者の皆様からのお問
い合わせや相談に適切に対応できますよう、
事務局の電話回線を大幅に増強いたしま
して、万全な体制で臨んでまいりたいと考え
ております。

本日は、被扶養者の皆様の保険料凍結等
の特別措置を実施するための臨時特例基金
条例や、制度実施に必要な平成20年度予
算等の重要案件を提案させていただいてお
りますので、何卒十分なる御審議をいた
だき、妥当なる御決議を賜りますようお願
い申し上げます。

なお、広域連合と県市長会及び県町村会
が連携いたしまして、県に対して要望を行
っておりました後期高齢者のみの健診事業
の県費助成が決定いたしましたので、平成
20年度予算に組入れをいたしました。こ
の席をお借りいたしまして、県に対しま
して厚く御礼を申し上げる次第であります。

制度の運営に当たりましては、多くの難
しい問題が山積しておりますが、構成各市
町との緊密な連携、協力を図り、議員の皆
様と力を合わせて運営責任が果たせるよう

全力を尽くしてまいります。

今後とも、議員各位の一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ですが招集の御挨拶といたします。

○議長（谷口健次君） 議事に先立ちまして、ここで御報告申し上げます。

県内 17 市町から選出いただいたおりま
す当広域連合議会議員のうち、4 番辻健一
郎君からは、当広域連合議会議員を辞職し
たい旨の願い出がありましたので、地方自
治法第 108 条の規定に基づき、議長にお
いてこれを受理し、辞職を許可いたしま
した。

なお、この辞職に伴いまして、新たに中
村清一君が選出され、当広域連合議会議員
に就任されましたので、御報告申し上げま
す。

なお、このたび新たに選出されました議
員につきましては、議事の進行上、只今御
着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたし
ました議事日程表のとおり定め、直ちに議
事に入ります。

日程 1 議席の指定を行います。

今回新たに当広域連合議会議員に選出さ
れました議員の議席は、福井県後期高齢者
医療広域連合議会会議規則第 4 条第 1 項の
規定により、議長において指定いたします。

中村清一君は、4 番に指定いたします。

続きまして、日程 2 会議録署名議員の

指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 74 条の
規定により、5 番山本富夫君、6 番寺澤繁
夫君を指名いたします。

日程 3 会期の決定についてを議題とい
たします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りとい
したいと存じます。これに御異議ございま
せんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 御異議なしと認め
ます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日限り
と決しました。

日程 4 「第 1 号議案 福井県後期高齢者
医療広域連合副広域連合長の選任につき議
会の同意を求めることがあります」を議題と
いたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めま
す。

広域連合長。

○広域連合長（山岸正裕君） ただいま上
程されました「第 1 号議案 福井県後期高
齢者医療広域連合副広域連合長の選任につ
き議会の同意を求めることがあります」
提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合副広域連
合長につきましては、福井県後期高齢者医
療広域連合規約第 13 条第 1 項に基づき、

広域連合の議会の同意を得て選任するものでございます。

今回、牧野百男君を選任いたしましたく、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は、地方自治に精通するとともに、人格、識見ともに副広域連合長として誠に適任と存じておりますので、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口健次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 御質疑なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております「第1号議案福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めるについて」は、牧野百男君を選任することに同意を求められております。これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ここで、牧野百男副広域連合長の出席を

求めることにします。

（牧野副広域連合長入場、着席）

○議長（谷口健次君） 御出席いただきました牧野副広域連合長から御挨拶をいただきます。

副広域連合長。

○副広域連合長（牧野百男君） ただいま、副広域連合長の選任につきまして御同意を賜りました鯖江市長の牧野百男でございます。

今般後期高齢者医療制度が創設をされたわけでございますが、本制度は、国保制度及び健診事業等の改正を合わせまして、公的医療保険制度の抜本的な改革であるわけでございまして、来るべき少子高齢化時代に向けて大変重要な取組みであると認識をしております。

いよいよ4月から運営開始されるわけでございますが、後期高齢者の方が安心して、そして信頼できる運営を目指して誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。

今後とも議員各位の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、就任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうか皆様よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口健次君） お諮りいたします。

審議の具合上、日程5 第2号議案から日程9 第6号議案まで、議案5件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（谷口健次君） 御異議なしと認めます。

よって日程5 第2号議案から日程9第6号議案まで、議案5件を一括議題として広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（山岸正裕君） ただいま上程されました第2号議案から第6号議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、それぞれ後期高齢者医療制度が発足するに当たり、所要の整備を行うもの及び一部改正を行うものであります。第2号議案は、後期高齢者医療事業の円滑な運営と経理の適正化を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者医療特別会計の設置を定めるものでございます。

第3号議案は、被用者保険の被扶養者の保険料の軽減措置額が国の交付金により賄われることによる基金の造成を行うものであります。

第4号議案は、2007年10月に日本郵政公社が民営化されたことに伴い、情報公開条例条文中、国家公務員として団体名が掲載されていることから、団体名の削除を行うものであります。

第5号議案は、広域連合が所有する個人

情報について、適正な情報管理のもと、広域連合が認める範囲内において同一実施機関等への情報提供を行うことができる規定を定めるものであります。あわせて、個人情報の不適切な取扱いによる個人情報の漏えいを抑止するため、条文中に罰則規定を設けるものであります。

第6号議案は、情報公開・個人情報保護審査会の適正な運営を図るため、条文中に罰則規定を設けるものであります。

以上、5議案につきましてよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（谷口健次君） 事務局長。

○事務局長（田中嘉久君） ただいま上程されております第2号議案から第6号議案まで、一括して補足説明をいたします。

まず、第2号議案は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条に基づき、高齢者医療事業の円滑な運営と経理の適正化を図るため、後期高齢者医療特別会計の設置に関し、所要の規定を定めるものであります。

第3号議案は、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第4条の規定に基づきまして、被用者保険の被扶養者に係る保険料の激変緩和のための凍結、軽減等措置相当額分を国との交付金を財源とする基金の造成により対応するため、基金を設置し、その管理、運営について所要の規定を定めるものであります。

第4号議案は、日本郵政公社の民営化に

伴い、福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条第2号の条文中、公文書の開示義務の規定における開示請求に係る個人に関する情報において、当該個人が国家公務員である場合の取扱いに際し、国家公務員の説明中「日本郵政公社」を削除するものであります。

第5号議案は、個人情報の適正な取扱い等により個人の権利利益を保護するとともに、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図るため、同一実施機関や国、地方公共団体等において、広域連合が所有する個人情報の提供を相当の理由が認められる場合に限り提供することができる所要の規定を定めるものであります。また、実施機関等の職員及び受託業務を行う法人等の個人情報の不適切な取扱いによる漏えいを抑止するため、罰則規定を設けるものであります。

第6号議案は、情報公開・個人情報保護審査会により情報公開制度及び個人情報保護制度が公平かつ適正な運営が図れるよう、審査会委員の守秘義務の徹底を図るため、条文中に罰則規定を設けるものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口健次君） 以上で、議案5件の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 御質疑なしと認め

ます。

よって、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

「第2号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について」、「第3号議案、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」、「第4号議案

福井県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」、「第5号議案 福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」、「第6号議案

福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」以上、議案5件を一括採択いたします。

原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

お諮りいたします。

審議の具合上、日程10 第7号議案から日程12 第9号議案まで、議案3件を一括議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 御異議なしと認めます。

よって、日程10 第7号議案から日程12 第9号議案まで、議案3件を一括議題として、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（山岸正裕君） ただいま上程されております第7号議案から第9号議案まで一括して、提案理由の説明を申し上げます。

第7号議案、第8号議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本広域連合の一般職において育児休業等に関する制度を設けて子供を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、育児短時間勤務及び部分休業に関する規定を定めるとともに、その育児短時間勤務職員についての勤務時間等に関する所要の規定を定めようとするものであります。

また、第9号議案につきましては、本広域連合の一般職の給与等の支給に関し、本年4月からの支給条件変更による所要の規定の整備を定めるものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口健次君） 事務局長。

○事務局長（田中嘉久君） ただいま上程されております第7号議案から第9号議案まで、一括して補足説明をいたします。

本案は、それぞれ本広域連合の一般職において、国の法律の改正に伴う関係条例の一部改正及び4月からの給与等の支給方法

の変更による基本条例の一部改正を行うものであります。

第7号議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、広域連合の職員が、子供が小学校就学の始期に達するまでの期間、短時間の勤務をすることができる育児短時間勤務及び部分休業について所要の規定を、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正により定めるものであります。

第8号議案につきましては、育児短時間勤務職員についての給与等の支給条件及び復帰後の号級調整等に関する規定を、育児休業等に関する条例の一部改正により定めようとするものであります。

また、第9号議案につきましては、本広域連合の一般職の給与等の支給に関し、本年4月から本広域連合から給与等を支給することとなるため、給与の支給に関する条例の一部を改正し、所要の規定の整備を行うものであります。

以上、3議案につきまして御説明を申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口健次君） 以上で、議案3件の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

「第7号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について」、「第8号議案、福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、「第9号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について」以上、議案3件を一括採択いたします。

原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（谷口健次君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

お諮りいたします。

日程13 「第10号議案 平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（山岸正裕君） ただいま上程されました「第10号議案 平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案30ページをお開き願います。

平成20年度一般会計における予算総額は、4億9,204万5,000円となり、平成19年度の予算と比較いたしますと、1億8,644万5,000円の増となっております。

主な内容につきましては、歳入におきまして、第1款分担金及び負担金としまして、構成市町からの共通経費負担金及び各市町への端末設置費用としまして4億8,758万3,000円を計上いたしております。第2款国庫支出金につきましては、老人医療費適正化推進費補助金といたしまして7万8,000円を、第3款繰入金につきましては、後期高齢者医療制度臨時特例基金から438万1,000円の繰入れを計上いたしました。

次に、歳出につきましては、第1款議会費につきましては、議員23名に係る議会運営に要する経費147万1,000円を、第2款総務費につきましては、事務局職員の入件費を含む広域連合の運営に要する経費等1億6,438万7,000円を、第3款民生費につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金としまして3億2,455万6,000円を計上いたしました。

よろしくお願いをいたします。

○議長（谷口健次君） 事務局長。

○事務局長（田中嘉久君） 「第10号議案 平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、補足

説明をいたします。

本案は、平成20年度当広域連合の一般会計における歳入歳出予算の総額を4億9,204万5,000円と定めるものでございます。

内容といたしましては、広域連合の議会並びに広域連合の組織運営に係る一般経費、特別会計への繰出金が主なものでございます。

まず、歳入につきましては、第1款分担金及び負担金に、広域連合の一般会計及び特別会計に係る一般経費に要する広域連合規約第19条第2項に基づく構成17市町の共通経費負担金としまして4億8,538万3,000円、各市町に設置済みの端末機等の保守等の負担金220万円を計上いたしております。

第2款国庫支出金につきましては、老人医療費適正化推進費補助金としまして、後期高齢者医療制度の効果的な運営に反映させるため、被保険者等の意見を聞く場を設けるための経費の補助金としまして7万8,000円を、第3款繰入金につきましては、制度周知のための広報費に対する経費としまして、後期高齢者医療臨時特例基金から438万1,000円の繰入れを計上いたしました。

歳出につきましては、議案31ページと別添の平成20年度予算に関する説明書を併せて御覧いただきたいと思いますが、説

明書は6ページからとなってございます。

第1款議会費に、議長の慶弔費といたしまして交際費5万円を計上し、議員23名に係る議会運営に要する経費と合わせまして147万1,000円を、第2款総務費につきましては、事務局職員18名の人物費を含む広域連合の運営に関する経費等1億6,438万7,000円を計上いたしております。

新規項目といたしましては、情報公開・個人情報保護審査会を組織いたしますので、委員報酬といたしまして12万2,000円を、また委員の費用弁償等21万円を併せて計上いたしました。

また、第3款民生費につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金としまして3億2,455万6,000円を計上いたしました。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口健次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第10号議案につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（谷口健次君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

お諮りいたします。

日程14 「第11号議案 平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。
広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（山岸正裕君） ただいま上程されました「第11号議案 平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度に新たに設置することとなるものであり、予算総額を833億5,210万4,000円と定めるものでございます。

議案34ページをお開き願います。

主な内容につきましては、第1款市町支出金としまして、被保険者からの保険料及び市町の療養給付費の定率負担金としまして143億8,263万8,000円を計上いたしました。

第2款国庫支出金としまして、国の療養給付費の定率負担金、調整交付金等としまして265億9,848万5,000円を計

上いたしました。

第3款県支出金としまして、県の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金等66億1,137万4,000円を計上いたしました。

第4款支払基金交付金としましては、若年者からの支援金等支払基金からの交付金としまして349億6,405万1,000円を計上いたしました。

第5款特別高額医療費共同事業交付金としまして、国保中央会からの交付金として3,044万5,000円を計上いたしました。

第8款繰入金といたしまして、一般会計及び臨時特例基金からの繰入金としまして7億6,510万4,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、第1款総務費としまして、国保連への業務委託や療養費等通知郵送料等に係る経費など3億1,915万6,000円を計上いたしました。

第2款保険給付費としまして、療養の給付に係る経費及び国保連への審査支払手数料など821億5,373万5,000円を計上いたしました。

第3款県財政安定化基金拠出金といたしまして、県において設置する基金への拠出金として7,552万6,000円を計上いたしました。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金と

しまして、国保中央会への拠出金として3,055万5,000円を計上いたしました。

第5款保健事業費としまして、市町への健診業務等に係る補助交付金としまして1億2,407万7,000円を計上いたしました。

第7款公債費としまして、一時借入金を借り入れた場合の利子として234万3,000円を計上いたしました。

第9款予備費については、被保険者から徴収した保険料の剩余分として6億4,671万1,000円を計上いたしました。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口健次君） 事務局長。

○事務局長（田中嘉久君） 「第11号議案 平成20年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、補足説明をいたします。

本案につきましては、先程第2号議案におきまして御議決を賜りました後期高齢者医療特別会計の予算でございます。予算総額は、833億5,210万4,000円と定めるものでございます。

議案34ページからと先程の一般会計予算と同様、別添の平成20年度予算に関する説明書とをあわせて御覧いただきたいと思います。説明書は17ページからとなつてございます。

歳入につきましては、第1款市町負担金としまして、平成20年4月における後期

高齢者被保険者見込み数10万9,000人強の被保険者からの保険料等79億7,212万1,000円及び福井県の1年間にかかる療養給付費の約12分の1となります17市町の定率負担金64億1,051万7,000円、合わせまして143億8,263万8,000円を計上いたしました。

第2款国庫支出金としまして、療養給付費の約4分の1となります国の定率負担金192億3,155万1,000円、広域連合の財政リスクを緩和するため、一定額以上の高額療養費分に対する4分の1の補填負担金としまして1億6,936万5,000円、広域連合間の被保険者に係る所得の格差の不均衡を調整するための補助金71億6,607万7,000円、保健事業に対する補助金3,149万2,000円を合わせまして265億9,848万5,000円を計上いたしました。

第3款県支出金としまして、療養給付費の約12分の1となります定率負担金64億1,051万7,000円、一定額以上の高額療養費分に対する国からの負担金と同額4分の1の補填負担金1億6,936万5,000円、同じく国からの補助金と同額の保健事業補助金3,149万2,000円を合わせまして66億1,137万4,000円を計上いたしました。

第4款支払基金交付金としまして、若年者からの支援金等支払基金からの交付金と

して349億6,405万1,000円を計上いたしました。

第5款特別高額医療費共同事業交付金としまして、著しく高額な医療費の発生による財政への影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金により財政調整を行う事業でありまして、国保中央会を事業母体として行うものであります、この交付金として3,044万5,000円を計上いたしました。

第8款繰入金としまして、一般会計及び臨時特例基金からの繰入金としまして7億6,510万4,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出につきましては、議案35ページ、別添の説明書につきましては、22ページからを御覧願います。

第1款総務費としまして、医療費通知及び療養費等の支給決定に伴う通知の郵送料及び支払基金からの被扶養者情報提供手数料など役務費としまして6,766万9,000円、診療報酬明細書の点検業務、事務委託手数料など国保連合会への委託料2億3,772万円、レセプトの保管場所となります坂井市役所春江総合支所3階部の借上料及び管理業務用パソコン等のリース等580万5,000円、それに伴いますレセプト保管書架等備品購入費526万1,000円等を計上いたしました。

第2款保険給付費としまして、診療等療

養の給付に係る現物給付経費799億8,111万4,000円、保健医療機関等で給付をしていないコルセット等の装着費用の給付や被保険者証を提出しないで診療を受けた場合等の現金給付の療養費としまして6億3,215万8,000円、必要な基準に適合している在宅での療養におきまして、国が指定する事業者による訪問看護を受けた場合の訪問看護療養費2億8,030万1,000円、国保連合会へのレセプト審査支払手数料2億5,205万円、1カ月分の医療費が自己負担限度額を超えた被保険者に対する還付金としまして、高額療養費6億9,216万2,000円、被保険者が亡くなられた場合の葬祭費3億1,585万円、合わせまして821億5,373万5,000円を計上いたしました。

第3款県財政安定化基金拠出金としまして、保険料の未納や療養給付費の増加等から財政圧迫を回避するため、平成20年度から25年度にかけまして、国、県、広域連合の各々3分の1ずつの拠出金により不慮の事態への対応に備えるため、県に設置する財政安定化基金への拠出金7,552万6,000円を計上いたしました。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金としまして、レセプト1件当たり400万円を超える高額医療費に対し、各広域連合の相互援助の共同事業としまして拠出するものであります、事業主体となる国保中央

会の拠出金としまして3,055万5,000円を計上いたしました。

第5款保健事業費としまして、市町が行う集団及び個人健康診査に対し、1人当たりの徴収額を控除した基準単価に受診人数を乗じた額を補助金とします1億2,407万7,000円を計上いたしました。

第7款公債費としまして、一時借入金を借り入れた場合の利子として234万3,000円を計上いたしました。

第9款予備費といたしまして、保険料の剰余分として6億4,671万1,000円を計上いたしました。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口健次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第11号議案につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

お諮りいたします。

日程15「第12号議案 平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（山岸正裕君） ただいま上程されました「第12号議案 平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案38ページからをお開き願います。

歳入におきましては、市町の共通経費負担金の減額、国庫支出金において、保険料凍結等に係る財源の補填措置となります交付金及び後期高齢者医療制度標準システムの構築費用に充当します補助金の計上、平成18年度一般会計繰越金を計上いたしました。

また、歳出におきましては、標準システムの構築委託料ほか臨時特例基金への繰出金を計上いたしまして、今回の補正額は4億6,235万2,000円を増額補正するものであります。

以上、よろしくお願ひをいたします。

○議長（谷口健次君） 事務局長。

○事務局長（田中嘉久君） 「第12号議案 平成19年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」につきまして、補足説明をいたします。

議案38ページからと別添の「平成19年度予算に関する説明書（平成20年3月補正）」をあわせて御覧願います。説明書は3ページからとなってございます。

歳入におきましては、これまで保険料の負担のなかった被用者保険の被扶養者における激変緩和措置としまして、その保険料の凍結に係る国からの交付金、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金としまして4億4,493万円、同じく標準システム構築費用に充当します老人医療費適正化推進費補助金1,617万1,000円、合わせまして国庫支出金4億6,110万1,000円を計上いたしました。

このほか、平成19年度一般会計における共通経費負担金の精算分としまして285万2,000円の減額、各市町に配置しております追加端末の実費相当負担金127万1,000円の増額、合わせまして市町負担金158万1,000円の減額、及び平成18年度一般会計繰越金283万2,000円を計上いたしました。

歳出におきましては、第2款総務費におきまして、標準システムの構築委託料1,614万9,000円、各市町の追加端末の設置委託料127万2,000円を合わせまして委託料1,742万1,000円を、先程第3号議案におきまして御議決を賜りました臨時特例基金への繰出金といたしまして繰出金4億4,493万1,000円を

計上いたしました。

この結果、今回の補正額は4億6,235万2,000円の増額補正となったものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口健次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第12号議案につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

日程16「第13号議案 福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（山岸正裕君） ただいま上程されました「第13号議案 福井県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更」につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本広域計画につきましては、地方自治法

第291条の7第1項の規定に基づきまして、広域連合の設置に当たり策定を義務づけられているものでございまして、平成19年3月に当広域連合議会におきまして議決いただき、策定いたしたものでございます。

今般、広域計画内の一
部変更と内容の追加をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

なお、この広域計画の一
部変更と追加につきましては、当広域連合規約の変更に伴うものでありますて、各市町におかれましては、今般の3月議会におかれまして議案として上程をいただき、御議決を賜りましたところでございます。御議決に際し、御尽力賜りましたことを厚く御礼申し上げま
す。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口健次君） 事務局長。

○事務局長（田中嘉久君） ただいま上程されました「第13号議案 福井県後期高
齢者医療広域連合広域計画の変更」につきまして、補足説明をいたします。

本広域計画につきましては、後期高齢者医療制度の実施に関連して行う広域連合及び構成市町の事務について、相互に役割を分担しつつ、総合的かつ計画的な推進を図るため策定しているものでございます。高齢者の医療の確保に関する法律施行令が昨年10月に全部改正されたことに伴い、政

令番号が変更されたことによる広域計画内で引用しております当該施行令の政令番号の変更と、広域計画内の広域連合が行う事務の規定の中に、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定との整合性を図るために一部内容を追加するものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口健次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 質疑なしと認めま
す。

よって、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第13号議案につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 御異議なしと認め
ます。

よって、そのように決しました。

お諮りいたします。

日程17「第1号報告 専決処分の承認を求めるについて」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めま
す。

広域連合長。

○広域連合長（山岸正裕君） 本案は、福

井県市町総合事務組合に加盟する団体の脱退による地方公共団体の数の減少による規約の一部改正及び加盟団体の脱退後の当組合の財産の処分について協議を求められておりましたが、去る平成19年12月7日付けで広域連合長の専決処分といたしたものでありまして、地方自治法の規定によりここに報告をし、御承認を求めるものでございます。よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（谷口健次君） 事務局長。

○事務局長（田中嘉久君） 第1号報告について、補足説明をいたします。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、本年3月31日をもって福井県市町総合事務組合から丹生衛生管理組合が脱退することにより、地方公共団体の減少について規約の一部を改正する規約により変更すること及び同法289条に基づき、加盟団体の脱退後の同組合の財産について、同組合に帰属させることの協議につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年12月7日付けで広域連合長の専決処分といたものであります。

同条第3項によりまして、ここに報告し、御承認を求めるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口健次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第1号報告につきまして、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷口健次君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

日程18、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、11番福田修治君の一般質問を許可します。

11番福田修治君。

○11番（福田修治君） 発言通告に従いまして、5点について質問をさせていただきます。

その前段といたしまして、私は、この3月議会の中で、各市町それぞれ4月からスタートする後期高齢者医療広域連合の新しい制度に向けて様々な議論がなされてきたというふうに理解をいたしております。その中でも、私の所属しております越前市議会においても、本会議あるいは委員会、様々な形で後期高齢者医療制度に対する質問が集中をいたしておりました。

そこで、私は、本会議の最終日に、何としても28日に開会される福井県後期高齢

者医療広域連合議会の中でしっかりと出席をする議員が発言を求めて議論していきたいという立場から、今日は発言をお許しいただきたいというふうに思っているところでございます。

早速、最初の質問に移りたいと思います。

既に御承知のように、後期高齢者医療制度は、4日後の4月からスタートいたします。新制度に対して、この3月議会で、今まで申し上げましたように、各市町の議会の中での議論も相当あったというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、後期高齢者の方々には、まだまだ十分な理解が得られているとは思われません。こうした声は、議員の多くが、私ども議会の中でも発言をされたのは事実であります。

更には、昨年11月に、本定例会の中で議員の一般質問に対しまして、理事者から4月からスタートする後期高齢者医療制度の発足に当たっては十分な周知徹底を図っていくという意味の発言、答弁をなされてまいりました。確かに、それ以来たくさんのパンフレットやリーフレット、そして厚生労働省が発行する新聞等々が発行され、市民に配布されてまいりました。今日、私は、これまで私自身が収集したパンフレット、それから厚生労働省の新聞等々を持ってまいりましたけれども、今日は、どうやら事務局の方からもしっかりと次なる手を

打とうということで、メディアを通じて、あるいは様々な機関を通じてしっかりとされようという意味のことが出されておりますけれども、まだまだ不十分な点があるということが、今日までの過程の中ではっきりしてまいったのも事実であります。

また、越前市では、昨年秋以来、全17地区にパンフレット、リーフレット等々の独自の資料も作って説明会がなされてまいりました。また、私自身も、高齢者の議会報告に出かけた折には、必ず4月からスタートする後期高齢者医療新制度に向けて解説もしてまいりました。ところが、不十分であるということや、ましてや後期高齢者ということで十分な理解が得られていないというのも実態だというふうに私は理解をいたしました。

そこで、お尋ねをいたしたいと思います。

広域連合として、市民への理解度を現在の段階でどのように認識されているのか、まずお聞きをいたします。また、今後市町との連携をしながら、市民への周知徹底、啓発をどのような形でなされるのかお聞きいたしたいと思います。確かに、先程の全協の中でもかなりの部分でマニュアル的に取扱いについてもお示しをいただいておりますけれども、更に、市民の皆さんに向かって、あるいは県民の皆さんに向かって御発言、御答弁をいただきたいと思います。

次に、2つ目の質問に移らせていただき

ます。

御承知のように、資格証明書交付の問題であります。この点については、昨年11月にもかなり議論されたのも事実であります。そこで、新制度が発足いたしますと、原則年金から保険料が天引きされるということとあわせて、仮に年金で融資を受けている方々というのは、御自分で保険料を市町の窓口に納入するということになっていくところでございます。こうした低い年金の方、あるいは家庭の事情というのもあるかと思いますけれども、いずれにいたしましても、そういう方々が1年以上保険料の納入を滞納すると資格証明書の交付ということになるということが言われておりますし、また、どういう事情があるのかは別にいたしましても、そういう事態が発生するということだろうと思います。

そこで、私がお聞きをいたしたいのは、新制度の中で特別な事情規定がなされております。先程も説明がありました。そうした明記されている中で、特別な事情という見解について、今一度連合長からお答えをいただきたい。また、払えない人の見極めをどうするのか、そして払わない人にだけ適用するとありますけれども、その実態調査はどのようになされるのか、このことについてお伺いをいたしたいと思います。

あわせて、自分の市町の窓口で保険料を納める年金収入の低い人が納める割合はど

のように推定されるのか、また、全県で収納率はどのように理解されているのか、収納率についてもお聞きをしてまいりたいというふうに思います。

3点目の質問に移りたいと思います。

先程連合長も昨年来、かなり9市の市長さん方で御努力されて、保健事業に対して、補助金についても新たに追加されたようではありますけれども、保健事業というのは大変大事な事業だというふうに私も理解をいたしております。

そこで、医療費を抑えて保健事業を適用していく、その場合の実施主体である広域連合が補助事業をさらにこれからも拡大していくのか、拡充していくのか、このあたりについてお聞きをいたしたいと思います。特に、広域連合が保健事業を図る場合の重要な役割を私は広域連合として担っていると思いますので、その点についてのお答えをいただきたいと思います。

次に、4点目の質問です。

私は、あえて2025年問題と書かせていただきました。これは私の発想ですけれども、2025年というのは、今退職をされた多くの皆さんのがいよいよ75歳に年齢が達する時期であります。そうすると、当然医療費は益々増えてくる、保険料は更に高くなってくる、この事態が予想されます。そこで、多くの皆さんのが心配するのは、本当に広域連合の制度がこのまま維持をし、

多くの市民や県民の皆さんのが不安を持つことはないのかどうか、この点について大変心配をされております。

そこで、私はお聞きしますけれども、今一度後期高齢者医療制度が本当に大丈夫なのかどうか、このあたりも含めてまず認識をお伺いしたいし、更には運営主体である広域連合の考え方も含めてお聞きをしたいというふうに思います。

最後の質間に移らせていただきます。

御承知のように、この3月議会で、全国1,800ある自治体のうち514を超える自治体、それを私は、3月議会の最中だったと思いますので、3月議会がもうほとんど終わっておりますから、増えているかもしれませんけれども、514の自治体で本制度に対する要望や意見書が採択をされ、国に提出をされております。この点について、是非お聞きをしたいのは、こうした制度への見直しや要望等々に対して、広域連合長としてどういう御見解をお持ちなのか、また、2年後には見直しがされます。本制度は、凍結あるいは軽減ということもありますし、本格的にスタートするのは2年後であります。ですから、その折にしっかりと制度運営をしていくためにも、是非その点について連合長からお答えをいただきたいと思います。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷口健次君） 広域連合長。

○広域連合長（山岸正裕君） お答えをいたします。

御質問の第1点目の広報啓発についてでありますけれども、後期高齢者医療制度の円滑な実施を図っていくためには、後期高齢者の皆様に制度の理解を深めていただくことは極めて大切でありまして、広報周知の徹底が重要であると考えております。

このため、広域連合といたしましては、広報用リーフレットの県内全ての家庭への配布、また後期高齢者の皆さん全員への送付、新聞やラジオでの広報、各種会合等での説明の実施など、広報の実施に努めてまいりましたところであります。

また、国、県、市や町におかれましても、マスメディアや広報誌による広報、説明会の開催など、様々な媒体の方法により積極的に広報活動を実施していただいていると考えております。

後期高齢者医療制度は、4月1日より運営を開始いたしますが、御指摘のとおり、まだまだ十分に後期高齢者の皆様の御理解が行き届いているとはいえないという点が見られると思っております。そこで、新年度におきましても、被保険者証の切り替えをお知らせする新聞広告を4月1日に掲載するのをはじめ、市町等の窓口で使用する制度周知のための小冊子の配布など、今後とも市町をはじめ、関係機関と連携協力を

いたしまして、後期高齢者の皆様に制度の理解を深めていただくための取組みを積極的に実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の資格証明書の交付についてでありますが、広域連合としましては、機械的に交付するということは考えておりません。徴収を行っていただく市町の御協力をいただきながら、火災や失業、入院等の特別な事情がないか、収入、預貯金、財産など本人の負担能力をできる限り把握いたしまして、少しでも納めていただくなど、資格証明書の交付にならないよう努力をしたいと考えております。

しかしながら、特別の事情も認められずに、納付相談等にも応じようとしないような場合は、誠実に保険料を納めていただいている方との公平を図る観点からも、資格証明書を交付せざるを得なくなる場合もあるということも考えております。

次に、年金収入の低い方の保険料を納める割合と収納率についてであります、後期高齢者医療制度の被保険者約11万人のうち、年金額が18万円未満を低年金者といたしますと約1万3,400人、全体の12.3%となっておりまして、この方たちは、御自分で納めていただく普通徴収となります。

収納率につきましては、保険料率の算定において、県内の介護保険料の過去3年間の収納率をベースに98.39%を見込ま

せていただいております。また、保険料の収納率の向上を図るために、滞納者への催告や督促、納付相談等の積み重ねが重要と考えておりますので、後期高齢者医療制度に係る県内統一した要綱、要領を定め、各市町の御協力をいただき、対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の保健事業につきましては、広域連合としては、国、県の支援のもと、各市町への補助事業として、各市町において後期高齢者のための健診事業を実施していただくこととしております。この周知につきましては、各市町において対象者宛に受診案内や受診券等を直接お送りしていただくとともに、今後各市町の広報誌等による周知広報をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、保健事業の拡充についてであります、健診事業の実施状況等を踏まえ、財源の問題を含め各市町の御意見もいただき、将来の保健事業のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の団塊の世代が75歳を迎える2025年以降の対応についてお答えをいたします。

国の医療費の動向についての推計データによりますと、平成19年度では10人に1人が75歳以上となっておりますが、2025年の平成37年度では6人に1人が75歳以上の後期高齢者になると推計され

ております。また、平成19年度の75歳以上の医療費が12兆2,000億円となっておりますが、平成37年度では34兆3,000億円、約2.8倍に増大すると推計されております。

このように、超少子高齢化社会が進み、老人医療費の増加が見込まれる中、医療保険制度を将来にわたり安定して持続していくためには、公的な負担と後期高齢者及び現役世代による支え合いによる後期高齢者医療制度の取組みは大変重要であると考えております。

なお、超少子高齢化の進展、老人医療費の増大により、御指摘のとおり保険料の上昇が考えられますが、当面は、診療報酬体系の見直し、また健診の実施による医療費の適正化、そのような動向、またそのような効果に期待していきたいと考えております。更には、将来的には、保険料の現役世代の負担、公費負担のバランスもありまして、このあり方についても、国全体の枠組みの課題として議論していく必要があると考えております。

次に、5点の制度の見直しについてであります。後期高齢者医療制度の開始を前にしまして、制度づくりに責任を負う国に対し、多くの自治体や議会が様々な意見の表明や要望等を行っております。当広域連合としましても、北信越5県の広域連合が共同いたしまして、保険料凍結に係る財源

措置、広報周知、電算システム、健診事業等について、去る平成19年11月9日に国に対して要望を行ってきたところであります。

今後は、広域連合としましては、国の責任において決められた制度のもと、後期高齢者の皆様に安心して信頼していただける運営を図り、保険者としての運営責任を果たしてまいりたいと考えております。

なお、制度の運営を進める中で、問題点や改善点等があれば、必要に応じて国に対して要望や意見を出していきたいと考えております。

○議長(谷口健次君) 11番福田修治君。

○11番(福田修治君) ただいま連合長から御答弁をいただきてまいりました。

そこで、私は、1と4と5については、しっかりとこれからも市町さんのそれぞれの対応も含めまして、是非お願いをしたい、あるいは、それぞれの市町での取組みについても期待をしてまいりたいと考えております。

そこで、再質問ですけれども、私は資格証明書の問題というものは、例えば市町でこれまで国保の問題で資格証明書あるいは6カ月の短期証というんですか、保険証というんでしょうか、こうしたものを発行されてまいりました。ただ、その折には、市町の判断というのは極めて重要であったと思いますけれども、今回は広域連合、つまり

県一本で後期高齢者の対応をしていこうと、そして同時に資格証明書の問題なり、あるいは短期証の問題が出てくると思うんですけれども、その点についてしっかりと対応していただかないと、どうなっていくのかなと。

大変大事なことを先程お聞きいたしました。交付の発行に当たっては、交付判定委員会でしょうか、この点についてちょっとお聞きしたいんですけども、どのような方がその委員にお就きになるのかなということとあわせて、交付に当たっては、是非しっかりと判断を、連合長よろしくお願ひいたします。

それから、2点目の保健事業の問題ですけれども、この点について申し上げますと、今、医療にかかっている高齢者の皆さんには、本当に保険料が払えるのかなということとあわせて、2つ以上の医療機関にかかっている方、この方が大変心配されています。もちろん、それぞれお抱えの方もいらっしゃるかと思いますけれども、4月から保険料を払いながら医療機関にかかるのかという心配をされております。

そこで、私は、大事なことは、保健事業を拡充していくというか、しっかりと対応していくというか、その事業のこれから取組みというのは非常に重要だということで、あわせて、交付に当たっての課題と保健事業の更なる拡充といいますか、充実といい

ますか、この点について今一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（谷口健次君） 事務局長。

○事務局長（田中嘉久君） この場で御返答させていただきます。

2点の質問がありますが、まず、資格証明書、それから短期証の発行の判定の場合の委員ですけども、資格証明書それから短期証については広域連合長が発行するものであります。しかし、この徴収をやっていただいておりますのは市町村であります。だから、滞納者の状況とか、そういうことを一番わかっていたいているのは市町でありますので、広域連合が現場の市町の御意見を聞いてやらなければ駄目だということで、判定委員会というものを設けるんですけども、これは基本的には市町の担当の課長さんと広域連合の事務局長以下課長と一緒に判定委員会というのをつくって1件1件その方の状況を、基本的に市町の滞納管理の状況の中で、その方の状況とかを判定委員会でさせていただきたいと考えております。

それから、保健事業についてでありますけど、この保健事業としては、当広域連合では健診事業をやります。これにつきましては、先程説明がありましたけど、国、県から3分の1ずつの補助金がありまして、残りは保険料の中、この保険料といいますのは、相互扶助精神のもとの保険料という

ことになりますので、この保険料に充てるところのものにつきましては、負担と利益といいますか、保健事業をやる場合、保健事業についてはそういう公費分が入りますけど、それ以外の保健事業をやろうとしますと、今のところ保険料のみが財源となるという問題もあります。だから、これは今後市町と十分に話し合いながら、後期高齢者の保健事業、健診事業以外にもっと有効な保健事業はないか、その場合、保険料のみの財源でやるか、あるいは市町の公費負担をお願いしながら、何か有効ないい保健事業はないか、十分市町と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長(谷口健次君) 11番福田修治君。

○11番(福田修治君) 今日、3月議会で連合長以下、副連合長がそれぞれおそろいになりました。管理者もそろったわけですから、これから対応をしっかりと是非お願い申し上げたいということで質問を終わりたいと思います。

○議長(谷口健次君) 続きまして、1番木下章君の一般質問を許可します。

1番木下章君。

○1番(木下章君) 敦賀市の木下でございます。

一般質問通告書に基づきまして、1点に絞りまして質問させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

医療費の一部負担金の減免、徴収猶予に

ついてお伺いいたしたいと存じます。

福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例におきましては、保険料に関しまして、第15条で所得の少ない者に対して賦課する被保険者均等割額の減額について、更に災害による損害や心身の障害、失業等により収入が減少したことにより、必要と認められる被保険者又は連帯納付義務者の保険料の減免について第19条で、保険料の徴収猶予について第18条でそれぞれ定められております。

しかしながら、医療費の一部負担金の減免、徴収猶予については、本条例では触れられていないと存じます。この医療費の減免、徴収猶予については、後期高齢者医療制度のもととなります法律である高齢者の医療の確保に関する法律の中で規定されていることは承知のことと存じます。すなわち、高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項におきまして、後期高齢者医療広域連合は、災害その他厚生労働省令で定める特別の理由がある被保険者で、保健医療機関等に第67条第1項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、1つとして一部負担金を減額すること、2つとして一部負担金の支払いを免除すること、3つとして保健医療機関等に対する支払いに代えてかえて一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること、以上について措

置をとることができると定められております。

この場合、減額、免除した一部負担金は、後期高齢者医療広域連合が保健医療機関に支払うこととなり、猶予とは、被保険者に代わって後期高齢者医療広域連合が一部負担金を保健医療機関に立て替え払いをし、後期高齢者医療広域連合が一定期間経過後、被保険者に立て替え分の請求を行うということになります。

保険料滞納に対する資格証明書発行の取りの中で、滞納者であっても、災害や特別な理由があると認められる場合に、資格証明書交付対象除外者としておりますが、この方たちにとっては、保険料の納付以前の問題として医療サービスを受けようとしても、その医療費の一部負担金を支払うことができないというのが実情ではないでしょうか。このような結果として医療サービスの提供を受けられないとすれば、国民皆保険の意味がなくなるのではないかとも考えます。

このような観点から、高齢者の医療の確保に関する法律第69条の精神を福井県後期高齢者医療広域連合においても尊重し、その制度化を図るべきと考えますが、連合長の御所見をお伺いし、壇上からの質問に答えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（谷口健次君） 広域連合長。

○広域連合長（山岸正裕君） お尋ねのありました、高齢者の医療の確保に関する法律第69条による医療機関の窓口における医療費の一部負担金の減免等についてお答えをいたします。

この窓口での一部負担金の減免等につきましては、実は国民健康保険におきましても同様の制度が定められていますが、県内の全ての市町において、これを今実施していないのが実情であります。後期高齢者医療制度における窓口での一部負担金の減免等につきましても、市民、町民の皆さんの医療保険制度として、国保制度と整合性を考慮する必要があると考えております。

また、窓口での一部負担金の減免等を実施する場合、相互扶助精神に基づく保険料を財源とすることは保険料の上昇にもつながり、これが適当なのか、また、各市町の公費負担を財源にお願いしなければならないのではないかなど、今後各市町と協議を進めまして、これについては慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷口健次君） 1番木下章君。

○1番（木下章君） 再質問させていただきます。

確かに、福井県内における状況というのは、国保の関係でも同じでございますが、なかなか市町の中で取り組まれていないというのが実情でございます。しかしながら、現在のこういう社会状況の中で、段々と生

活困窮に陥ったり、いろんな部分で医療がなかなか受けられないという実情が発生したとき、それでは、どういう格好でどういう対応で医療機関に対応できるのかということがこれからの大好きな課題ではないかと
いうように考えてもおります。

特に、この後期高齢者医療制度は、対象年齢が75歳ということからしても、どうしてもそういう状況に陥りやすいという年齢対象に入ってくるのではないかということを考えれば、確かにこの制度を導入することにより保険料が増大してくるという危険性も想定はされますけども、今福井県は長寿県とうたわれているように、健康をどう守るかということも含めて医療費の助成というんですか、そういう部分についてしつかりとした検討をしながら、ただ単に財政的な部分だけでやれないということではなくして、むしろ、やる方向についてもきっちりやっぱり整理すべきじゃないかというように思います。

特に、今回の条例の中にも一切うたわれていないということでございますから、窓口を開いて、国の法律の中でもうたわれていますけれども、しなさいとこれは書いていないわけでございます。とることができるとしかうたわれていないわけでござりますので、その部分の判断の権限は多分市町村に任せられているというのが実態ではないかと思いますけれども、できるだけそ

いう検討をする窓口もきちっとその条項の中でもうたっておくべきではないかというように考えますけれども、その辺についての条例化の部分についての考え方も含めて再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（谷口健次君） 事務局長。

○事務局長（田中嘉久君） お答えをさせていただきます。

基本的には、先程広域連合長からお答えした内容ですが、まず、今再質問の方も含めまして、これについては、法律がありますから、条例じゃなくて、要綱等を定めて実施できるわけであります。

県内では、これについて一部国保については要綱等をつくっている市町もあります。だから、今後これは市町で構成する広域連合でありますし、市町の国保のやり方とかけ離れて広域連合だけそうするというのは、なかなか市町の御理解もいただけないんじゃないかと思っております。しかし、法律にあるのは間違いないですし、その法律の趣旨からいいたらそういうことがやれるものでありますので、今後市町との調整、市町の担当課長さんと広域連合の責任者がやる幹事会というのがございますので、その場でしっかりと、まず、これをやれる要綱等を定めることを1つの議題として、広域連合と市町との協議を進めていく。

それから、もう1つ、先程広域連合長が申し上げましたとおり、これは今、軽減と

か凍結とか、そういうものにつきましては、基本的に均等割を更に下げるようなものについては、国あるいは県、市、町が公的な財源を投入して保険料の引き下げをやっているというものでありますので、こういうものについて制度的にやろうということになりますと、保険料の財源でなくて、社会政策的な公費投入ということをどうしても検討していただく必要があります。そうなりますと、それは、広域連合には一般会計はありませんので、全部保険料かあるいは市町からの負担金でお願いするということになりますので、それについて市町の社会政策的な意味での財源の支援をお願いしていくということも必要になろうかと思いますし、これらも含めてやはり市町の理解を得てやらないと、今、個々のそういう状態から踏まえますと難しいので、要綱の制定も含めまして、今後幹事会で検討してまいりたいという考え方でございます。

○議長（谷口健次君） 1番木下章君。

○1番（木下章君） 御回答ありがとうございます。

いずれにしても、やっぱり市町の全体の合意が必要ということについては理解できますので、是非とも、幹事会等含めて、担当者等の会議の中でも少し前向きなといいますか、そういう部分での検討をされるようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口健次君） 以上で、通告による発言は全て終了いたしました。

よって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ただいま、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（山岸正裕君） 平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、長時間にわたりまして提案いたしました関係各議案につきまして、度重なる御審議をいただき、本日ここに妥当なる御議決及び御同意を賜りましたことに、心から厚く御礼を申し上げます。また、審議の中、更には、今程の一般質問の中にありましたように、大変貴重な、更には検討を要する課題を提示いただきました。これらを真摯に受けとめまして、今後とも皆様の御意見をいただきながら、この後期高齢者医療広域連合が更なる課題にしっかりと対応できますように頑張ってまいりたいと思っております。そのためには、是非とも皆様方の御支援また御協力をよろしくお願い申し上げます。

今後ともより一層の御指導をいただきますようお願い申し上げまして、御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○議長（谷口健次君） 以上で、会議を閉じます。

これをもちまして、平成20年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

御苦労様でございました。

午後3時58分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成20年3月28日

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議長 谷口健次

署名議員 山本富夫

署名議員 寺澤繁夫

